

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）第 35 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也

1 案件に関する事項

- (1) 契約種別 買入れ
- (2) 整理番号 508103
- (3) 案件名称 ドラフトチャンバー
- (4) 購入物品 ドラフトチャンバー 数量 1 式
- (5) 納入場所（履行場所） 一宮市東部浄化センター下水水質検査棟 一階
- (6) 納入期限（履行期間） 令和 9 年 3 月 19 日
- (7) 案件の確認方法 あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子入札システム」という。）から確認

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 令和 8・9 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載されている者
- (4) この公告の日から開札の日までの間において、一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 登録業種要件 (大分類) 物品の製造・販売
(中分類) 医療・理化学・計測機器
(小分類) 理化学機器
- (6) 地域要件 公告日において、名簿に記載されている契約営業所が愛知県内であること。
- (7) 実績要件 令和 3 年 4 月以降に、官公庁民間問わず、理化学機器における 1 台あたり 300 万円を超える物品の納入実績があること。
- (8) この公告の日から落札決定までの間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所 一宮市役所上下水道部経営総務課

4 入札に関する事項

- (1) 入札方法 電子入札システムにより入札を行うものとする。
- (2) 入札方式 一般競争入札（入札後資格確認型）
- (3) 質問申請期間 令和8年8月31日8時30分から令和8年9月1日15時00分
- (4) 入札受付期間 令和8年9月7日8時30分から令和8年9月9日12時00分
- (5) 開札日時 令和8年9月9日13時00分
- (6) 開札場所 一宮市役所上下水道部経営総務課
- (7) 見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札時添付資料

2(7)の契約実績を確認できる書類。なお、外国語で記載された事項がある場合は、日本語の訳文も添付すること。

- (9) 入札に際しては一宮市物品購入関係入札者心得書及び一宮市物品等電子調達実施要領等を熟読すること。

5 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 免除
- 契約保証金 免除

6 入札の無効

一宮市物品購入関係入札者心得書第14条及び一宮市契約規則第37条の規定に該当する入札並びに本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

7 暴力団排除

- (1) 契約の締結

落札者が契約締結までの間において、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

- (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

- (3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

8 落札者決定方法

本入札においては、開札後に、予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者を落札候補者として決定し、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とする。落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。落札候補者の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

9 契約書作成 要

10 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

入札説明書

1 案件に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、あいち電子調達共同システム（物品等）
(<https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>) により案件情報詳細を確認してください。
- (2) 案件に関する質問、回答
質問がある場合、電子入札システムで入力してください。質問に対する回答は、電子入札システムで行います。

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

- (1) 登録業種要件
入札公告2(5)の該当業種（営業品目）を希望業種（営業品目）として名簿に登載されている必要があります。
- (2) 地域要件における用語
入札公告2(6)地域要件で尾張地方（名古屋、尾張、海部、知多）を示した場合における市町村区分は、次のとおりです。
尾張地方（名古屋） 名古屋市
尾張地方（尾張） 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、
尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、
長久手市、豊山町、大口町、扶桑町
尾張地方（海部） 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張地方（知多） 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、
南知多町、美浜町、武豊町
- (3) 実績要件
入札公告2(7)で実績を求める場合は、その実績を証する書面（原則として契約書の写し）を入札書提出時に電子入札システムで添付して送信してください。添付するファイル名は「＜業者名＞申請資料」（案件名等の追加可）としてください。なお、ファイルの添付ができない場合は、入札受付期間中に一宮市役所上下水道部経営総務課へメール又は直接提出してください。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、一宮市物品購入関係入札者心得書、一宮市物品等電子調達実施要領及び一宮市物品購入等入札後資格確認型一般競争入札実施要綱により行います。また、入札に係る手続きは電子入札システムを使用するため、入札に参加するには、ＩＣカードを取得しており、かつ電子入札システムへＩＣカードの利用者登録を行っていることが必要となります。紙入札は、認められません。ただし、一宮市物品等電子調達実施要領第13条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承認を得た場合に限り行うことができます。
- (2) 落札者とは、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約しますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載してください。

(3) 入札回数は再度入札を含め3回までとします。

(4) 入札参加者が1人以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。

4 入札結果等の公表

電子入札システムで入札結果等を公表します。

5 契約の締結

契約書が必要です。なお契約条項は「一宮市物品供給契約約款」と同一のものであり、この約款は、一宮市のウェブサイトで閲覧することができます。

6 問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所上下水道部経営総務課（一宮市役所本庁舎10階）

電話 0586-28-9027 メールアドレス keieisoumu@city.ichinomiya.lg.jp